

青森大学学位規程

青森大学学位規程

平成11年4月1日 制定

(授与する学位)

第1条 青森大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

経営学部	経営学科	学士（経営学）
社会学部	社会学科	学士（社会学）
	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	学士（情報工学）
環境科学研究科	環境管理学専攻	修士（環境科学）
	環境教育学専攻	修士（環境科学）

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本大学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文等の提出)

第3条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という）は、在学第2年次以降において、大学院研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

- 2 提出する修士論文等は1編とし、3通を提出するものとする。
- 3 提出した修士論文等及び納入した審査手数料は、返還しない。

(修士論文等の審査)

第4条 修士論文等の審査は、「学位規則」（昭和28年文部省令第9号）第3条に定めるところを基準として行うものとする。

- 2 修士論文等の審査に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、研究科長が定める。

(修士論文等審査委員会)

第5条 修士論文等の審査は、大学院の修士論文等審査委員会が行う。

- 2 前項の審査委員会は、原則として、大学院委員会に所属する3人の委員をもって構成する。審査委員会には、修士論文等申請者の指導教員を加えるものとする。
- 3 修士論文等の審査は、原則として在学期間内に終了するものとする。

(審査等の報告)

第6条 修士論文等の審査が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文等の要旨を記載した書面により大学院委員会に報告しなければならない。

- 2 審査を終了した修士論文等は、おおむね1週間、大学院委員会の教員に対して公開するものとする。

(合格又は不合格の決定)

第7条 修士論文等の合格又は不合格は、大学院委員会において決定する。

- 2 前項の大学院委員会は、委員会教員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。
- 3 第1項の合格の決定は、大学院委員会出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第8条 修士論文等の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告には、修士論文等の審査の要旨を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第9条 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第8条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

- 2 学長は、大学院委員会の議を経て、本大学院学則第27条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する修士の学位を授与する。
- 3 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位記の公表)

第10条 当該研究科は、修士の学位論文等を公表する場合には、当該論文等に青森大学審査学位論文等である旨を、明記しなければならない。

(学位の取消)

第11条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

- (1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

- 2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、教授会又は大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成14年4月1日から改正施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 工学部の卒業を認定された者に授与する学位は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、当該学部が存続する間は、なおその効力を有するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 薬学部医療薬学科の卒業を認定された者に授与する学位は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、当該学科が存在する間は、なおその効力を有するものとする。